

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



## A Closer Look

### 気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の需要

#### 内容

投資家の要求

基準設定主体および規制当局の対応

「パリ協定準拠」の仮定

「In Brief: IFRS 基準と気候関連開示」および教育的資料で強調されている現在の IFRS の要求事項およびそれらが実務においてどのように適用されるか

情報ギャップおよび現在の IFRS 基準においてどのように対処されるか

本「Closer Look」は、2020年12月に最初に発行したが、その後、2021年11月のグラスゴーでのCOP26会議の成果、および財務諸表における気候関連情報に関する利害関係者の期待のさらなる表明を取り扱うために更新し、認識されている情報ギャップと、現在のIFRS会計基準においてどのように対処できるかを検討している。

過去数年間で、気候変動の物理的および経済的影響がより顕著になり、地球規模の気温上昇を制限するための行動の必要性が政治的および社会的議題に上るにつれて、これらの問題に対して、定期的かつ主流の企業報告（アニュアル・レポートを含む）で取り扱う要求が高まっており、もはや炭素集約型産業に限定されていない。投資家から提起された懸念の多くは、IFRS基準の特定の要求事項と投資家グループが重要と考える情報との間の情報格差の拡大を指摘している。ClientEarth<sup>1</sup>およびCarbon Tracker Initiative<sup>2</sup>により2021年に発行された研究を含め、投資家および圧力団体は、コーポレート・レポーティングの側面を批判し、「パリ協定準拠」の期待に対応していないとみている。

#### 投資家の要求

投資家は、事業を脱炭素化するために企業がとっている行動と、気候変動の物理的および経済的影響と低炭素経済への移行が中長期的に事業にどのように影響するかについて、明確で具体的で定量化された情報を求めている。重要なことに、この要求はもはや、主に温室効果ガス排出量の削減に焦点を当てた圧力団体からのみ来ているわけではない。また、主流の投資家グループおよび資産運用会社からも、幅広い産業において、環境がビジネスの長期的な見通しを理解し、資本配分の決定を知らせる上で重要であると考えている。さらに、投資家および資産運用会社は、ポートフォリオの「脱炭素化」に対する自らのコミットメントを管理するために、この情報を要求する。

詳細については、以下のウェブサイト  
を参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

<sup>1</sup> [Accountability Emergency: A review of UK-listed companies' climate change-related reporting \(2019-20\)](#)

<sup>2</sup> [Flying blind: The glaring absence of climate risks in financial reporting](#)

気候情報への要求は、気候情報のより広範な採用を含む、新しい形態の報告によってある程度対処されており、今後も引き続き対処される。これには、[気候関連財務情報開示タスクフォース](#)の勧告、[国際サステナビリティ基準審議会](#)（ISSB）の潜在的な将来の基準およびサステナビリティ報告基準に関する欧州タスクフォースなどの法域のイニシアチブ<sup>3</sup>が含まれる。これらのイニシアチブは、気候およびサステナビリティの情報を財務業績の「コア」レポートに結びつけ、一貫した方法で企業報告を拡張することを目的としている。それにもかかわらず、財務諸表は、引き続き企業の財務業績および財政状態についての投資家情報の主要な情報源であり、重要性のある気候情報は、IFRS 財務諸表にすでに取り込まれている、または取り込まれている可能性がある。

投資家は、アニュアル・レポートおよび財務諸表に対し、2050年までに炭素排出量をネット・ゼロにすることによって（COP26の誓約と一致して）、または企業または地方自治体のコミットメントに応じて早期に達成することによって、世界の気温上昇を産業革命前より1.5°C上回るレベルに抑えるための適切な行動（報告企業自身と他者の両方による）を検討するよう求めている。

気候変動に関する機関投資家グループ（IIGCC - 33兆ユーロ以上の資産を代表するヨーロッパの投資家グループ）のような**気候に重点を置いた投資家グループ**は、[2020年11月](#)のレポート「取締役および監査人によるパリ協定準拠の会計の提供に対する投資家の期待 - 資産、負債、利益および損失に対して2050年までにネット・ゼロの排出量に達する影響を適切に反映する会計書類」を示している。当レポートはさらに、「経営者、投資家および債権者が、パリ協定と整合的な方法で資本を展開するために必要な情報を有する」と述べている。IIGCCは、アニュアル・レポートおよび会計書類に以下を含めることを求めている。

- パリ協定の目標が、会計書類を作成する上で考慮されたことの確認（affirmation）
- 重要な仮定および見積りがどのように「パリ協定に準拠している（Paris-aligned）」であるか、またはなぜそうではないのかについての説明
- これらの判断または見積りの変動に関連する感応度分析の結果
- パリ協定準拠の配当支払能力への影響
- 気候リスクに関する説明的な報告と会計上の仮定との間の整合性の確認、または不整合の説明

これらの情報のすべてが現在の会計基準では要求されないかもしれないが、投資家は投資決定にとっての重要性を認識しているため、この情報を求めている。IIGCC文書は、2020年9月に、103兆ドル以上の運用資産を代表する世界中の投資家グループから公表された[オープンレター](#)のような、他の投資家グループからの同様のイニシアチブに続くものである。投資家は、気候変動の影響を反映することに関する作成者と監査人の両方に対する期待が、（期待される追加の考慮事項および開示の観点から）過去の年度と比較して増加し、より具体的になることを明確にしている。

**主流の投資家と資産運用会社**によってなされた資本配分の決定に対するこの情報の重要性は、Larry Fink氏がCEOに宛てた2022年の書簡で強調されている。<sup>4</sup>「**その中で彼は、「限られたことが資本配分の決定に影響を与え、それによってあなたの会社の長期的な価値に影響を与える。それは、ここ数年先の世界的なエネルギーの移行をどのようにあなたが取り扱うかを超越するものである。」と記述している。**

同様に、2022年1月の取締役会メンバーに宛てたState Streetの年次書簡<sup>5</sup>では、気候変動を「当社のスチュワードシップ活動の中心であり、気候変動がすべての投資家にシステム的・リスクをもたらすことを示す証拠の増加を反映している。」と記述している。

*「私たちがサステナビリティに焦点を合わせているのは、私たちが環境保護主義者だからではなく、私たちが資本家であり、私たちのクライアントの受託者であるからである。そのためには、経済が受けている大きな変化に対して、企業がビジネスをどのように調整しているかを理解する必要がある。Larry Fink – BlackRock 会長兼 CEO*

<sup>3</sup> [European Lab PTF on European Sustainability Reporting Standards \(PTF-ESRS\)](#)

<sup>4</sup> [Larry Fink's 2022 letter to CEOs – The Power of Capitalism](#)

<sup>5</sup> [Letter from Cyrus Taraporevala, President and Chief Executive Officer, 2022年1月12日](#)

## 基準設定主体および規制当局の対応

基準設定主体および専門家団体はこの要求に応え、IFRS 財団は、IFRS 基準を適用して作成された財務諸表に対する気候関連事項の影響を強調する「[In Brief : IFRS 基準と気候関連開示](#)」（2019年11月）および2020年11月に追加の[教育的資料](#)を発行した。国際監査保証基準審議会（IAASB）も、国際監査基準（ISA）の下で気候関連リスクにどのように対処すべきかについて、同様のガイダンス<sup>6</sup>を作成した。国際会計士連盟（IFAC）も、以下の会計専門家が果たす重要な役割を強調する「[企業報告：気候変動情報と2021年報告サイクル](#)」を発行した。

- 気候関連の情報や開示と、企業の気候へのコミットメント、目標及び戦略的意思決定との整合性を図り、統合する。
- 適当な場合には、気候問題の財務的影響を定量化する。
- 気候関連の報告が、企業固有の重要性に基づき、重大な欠落や虚偽表示なしに報告要件を遵守することを確保する。
- 企業価値への重大な影響に対処するために、新しいISSBが設定する基準を通じて、気候及びより広範なサステナビリティに関連した報告を強化するための世界的なイニシアチブを支援する。

また、この要求を満たしていないとみなされる企業が疑問視される可能性があることも明らかになりつつある。資本市場規制当局は、気候関連の問題の適切な開示にますます焦点を当てており、米国証券取引委員会（SEC）の主任会計士代行はスピーチ<sup>7</sup>で、「我々の資本市場の投資家は、彼らが...少し異なるものを求めていると我々に行っている。気候リスクの開示に関しては、投資家は手を挙げて規制当局により多くのことを要求している。」ことを強調している。気候関連の問題も、[2021年のESMAの共通の執行優先事項](#)の核心に初めてなっているようであり、「発行企業および監査人は、IFRS基準が気候関連事項に明示的に言及してなくても、IFRS財務諸表の作成および監査に際しては、これらのリスクの影響がこれらの財務諸表にとって重要性がある範囲で、気候リスクを考慮しなければならない」と記述している。英国では、[FRCの企業報告年次レビュー](#)は、2021/22年のアニュアル・レポートの定期的なモニタリングには、気候リスクについての焦点が含まれることを記述している。

## 「パリ協定準拠」の仮定

過去の財務諸表は、その性質上、概ね後ろ向きであるが、以下で議論するように、財務諸表のさまざまな項目の認識、測定または開示に影響を与える予想を策定することにより、企業に「将来を予測する」ことを要求するいくつかの側面がある。これらの仮定は、外部要因（マクロ経済状況、政府の行動等）、企業自身の計画的な行動または両者の組合せによって推進される可能性がある。

いずれの場合も、財務諸表の作成に適用される仮定は、必要に応じて証拠により裏付けられる企業の最善の見積りを反映しなければならない。しかし、以下の点に留意が必要である。

- パリ協定を批准し、それに基づいてコミットメントを行った法域では、政府の行動の影響に対する企業の期待は、当該コミットメントを反映するべきであり、少なくとも、企業自身の行動の予測は、政府の要求の準拠を反映しなければならない。
- 信頼性が高く、公的に入手可能なマクロ経済予測は、気候変動の影響の予測をますます組み込んでいる。企業の予測にこれが組み込まれていない場合、それらはチャレンジされる可能性が高い。
- 企業自身の行動の予測は、報告日における企業の意図を反映しなければならない。ただし、将来行われる決定の反映に関するIFRS基準の特定の制限に従う必要がある（例えば、企業がその行動にコミットする前に、使用価値計算にリストラチャリングを織り込むことに対するIAS第36号の制限）。しかし、これらの意図がパリ協定と整合的でない場合、またはパリ協定（またはそれに起因する政府の行動）に応じて大幅に変更されている場合は、（IAS第1号に基

<sup>6</sup> [The consideration of Climate-Related Risks in an Audit of Financial Statement \(2020年10月1日\)](#)

<sup>7</sup> [複雑な環境における質の高い財務報告へのOCAの継続的な注力に関する声明\(2021年12月6日\)](#)

づく重要な判断または見積りとして、または特定の基準のより具体的な要求事項により) 開示が必要になる可能性が高い。パリ協定と整合的でない行動が、政府の行動または消費者の態度の側面での結果をもたらす予想される場合には、それも適切に反映しなければならない。

多くの場合 (特に長期的なマクロ経済予測) では、複数の可能性のあるシナリオおよび/または可能性のある結果の範囲がある。これにより、使用する仮定の明確な開示、および減損テストのような分野での他の可能性のある結果に対する感応度の必要性が高まる。

## パリ協定の背景

パリ協定 (パリ気候協定とも呼ばれる) は、196 カ国を代表する国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の締約国によって 2015 年 12 月 12 日に成立した。

パリ協定の中心的な目的は、今世紀の世界の気温上昇を産業革命前の水準から 2°C 以下に抑え、気温上昇をさらに 1.5°C に抑える取組みを追求することで、気候変動の脅威に対する世界的な対応を強化することである。この目的を達成するために、本協定は、以下を含む行動の重要な分野を識別している。

- **世界全体ピークと「気候中立性」**— 各国は、できる限り速やかに温室効果ガスの排出量 (GHG) のピークへの到達を目指す。
- **緩和**— 各国が自国の貢献を設定し、通報し、それを達成するための国内措置を追求するための拘束力のあるコミットメント。
- **吸収源および貯蔵庫**— 各国は、森林を含む GHG の吸収源と貯蔵庫を保全し、強化することが奨励されている。
- **自発的な協力/市場ベースおよび非市場ベースのアプローチ**— より高い目標を追求するための署名国間の自発的な協力を奨励し、その目的のための原則を設定する。
- **適応**— 適応に関する能力を向上し、気候変動に対する強靭性を強化し、気候変動に対する脆弱性を低減するという世界的な目標を定める。締約国は、自国の適応に関する計画を実施し、その優先事項、ニーズ、計画及び行動を説明し、定期的に通報しなければならない。
- **損失および損害**— 締約国は、気候変動の悪影響から生じる損失および損害に関する理解、行動および支援を強化することにコミットする。
- **資金、技術、能力開発支援**— クリーンで気候に強靭な未来に向けて進む発展途上国の努力を、先進国が支援する義務を再確認する。
- **透明性、実施、順守**— 各締約国が提出した情報は、国際的な技術専門家のレビューを受ける。
- **世界全体の実施状況**— パリ協定の目標達成に向けた進捗状況を評価するため、2023 年とその後 5 年ごとに「世界全体の実施状況」を検討する。

現在までに、192 カ国がパリ協定を批准し、その実施にコミットしている。COP26 会議において、パリ協定の目的がどのように達成されるかについてさらなる決定がなされ、各国は、グラスゴー気候合意、特に、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の逡減 (フェーズダウン) と非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトの要求が含まれ、気候変動に対する強靭性を構築するために先進国から発展途上国まで年間 1,000 億ドルを提供するという誓約を再確認した。

「In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示」および教育的資料で強調されている現在の IFRS の要求事項は何か、実務においてこれらがどのように適用されるのか？

「In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示」は、Nick Anderson IASB 理事（投資家としての経歴を有する）が執筆し、その前のオーストラリア会計基準審議会（AASB）および監査保証審議会（AUASB）による公表物に基づいている。教育的資料は、このトピックに関するさらなる情報に対する利害関係者の要求に対応して開発された。どちらの出版物も、財務報告の次の特定の分野について議論している。

論点	関連する IFRS 基準	気候リスクの可能性のある影響は、「In Brief: IFRS 基準と気候関連開示」と教育的資料	追加コメント
<p>のれんを含む資産の減損、およびコストの増加または需要の減少による減損の計算への影響</p>	IAS 第 36 号	<p>気候関連リスクへのエクスポージャーは、減損の兆候となる可能性があり、資産または資産グループの回収可能価額の算定に使用される見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。これらのエクスポージャーが減損の計算に反映されない場合、有形固定資産、鉱物資源に関連して認識される資産、無形資産およびのれんが、過大計上される可能性がある。</p> <p>キャッシュ・フロー予測が基礎としている主要な仮定の開示、および（特にのれんまたは耐用年数が確定できない無形資産について）これらの主要な仮定が割り当てられた価値を算定するための経営者のアプローチも要求される。また、気候関連リスクの潜在的に重大な影響が、財務諸表の利用者にとって目的適合性がある回収可能価額の計算にどのように考慮されているかに関する情報が要求される。</p>	<p>気候関連のリスクは、以下を含むさまざまな方法で、使用価値の計算に影響を与える可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な証拠により裏付けられた経営者の最善の見積りを表す場合、消費者行動および政府の行動の予想される変化を将来キャッシュ・フローの見積りに織り込む。</li> <li>長期の予想成長率に変更を加えることにより、財務予算および予測の期間を超えて生じることが予想される変化を織り込む。このような変化は、例えば、炭素集約型の生産施設が段階的に廃止される、または政府の賦課金の導入によるコストが増加する等、さまざまな方法で発生する可能性がある。</li> <li>計画されているリストラクチャリングまたは資産の交換を予測キャッシュ・フローに織り込むべきかどうかを検討する。</li> </ul> <p>気候関連のリスクが予測キャッシュ・フローまたは割引率に及ぼす影響は、IAS 第 36 号で開示が要求される主要な仮定であり、その場合、主要な仮定のみならず、企業の将来のキャッシュ・フローの予測への影響の説明も提供しなければならない。</p>
<p>資産の認識および耐用年数の変更</p>	IAS 第 16 号、IAS 第 38 号	<p>気候関連のリスクは、（耐用年数の変更を通じて）資産の減価償却または償却、または当該資産の認識（費用が発生時に資産の定義を満たすかどうか）に影響を与える可能性がある</p> <p>気候問題に対処するための企業のビジネスの適応はまた、追加の研究開発活動をもたらし、資産化についての要件の開示および検討が必要となる可能性がある。</p>	<p>減損テストのこれらの側面および他の側面の詳細については、<a href="#">デロイト会計リサーチ・ツール (DART)</a> の iGAAP のサブスライバーが、入手可能である。</p> <p>資産の見積耐用年数は、物理的要因（例えば、農業活動の実行可能性に影響を与える降雨量の変化）や、経済的または法律上の要因（例えば、化石燃料発電装置が稼働可能であるにも関わらず使用から除外される）の影響を受ける可能性がある。いずれの場合も、見積耐用年数の変更は、減価償却率または償却率の将来に向かっての変更として会計処理され、開示および説明しなければならない。</p> <p>これらのリスクが重大な場合、プロジェクトの実行可能性に対する懸念は、資産に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い場合にのみ、原価が資産化されるという（IAS 第 16 号と IAS 第 38 号の両方に共通の）要件が満たされないことを意味する可能性がある。</p>

どのように情報ギャップに対処するかについては、以下を参照

どのように情報ギャップに対処するかについては、以下を参照

資産の公正な評価の変動	IFRS 第 13 号	<p>公正価値測定で使用される主要な仮定を開示する IFRS 第 13 号の要求事項は、次の場合に目的適合性がある可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公正価値測定に、多くの可能性のあるシナリオが織り込まれている。</li> <li>資産の公正価値が、法律および規制の影響および潜在的な変更を含む、気候関連のリスクの影響を受ける。</li> </ul> <p>特に気候リスクの影響を受けるセクターでは、財務諸表への影響を定量化できない場合でも、これらのリスクに関する仮定の開示を検討しなければならない。</p>	<p>IFRS 第 13 号の原則を適用する資産の公正な評価は、気候変動またはパリ協定に基づく行動の影響を受ける可能性のある幅広い資産に要求され、これらの要因は、多くの方法で評価モデルへのインプットに影響を与える可能性がある（キャッシュ・フローまたは割引キャッシュ・フロー計算で使用される割引率、市場アプローチなどを適用する際の価格への修正等）。</p> <p>そのような場合、またはそのような可能性がある場合、証拠により裏付けられる堅牢な仮定の使用は、これらの仮定に関する明確な開示の提供（特に観察可能でない場合または「レベル 3」）、および他の可能性のある結果に対する評価の感応度（他の離散的な可能性または企業の見積もりの範囲に含まれるかどうか）と同様に、重要である。</p> <p>企業の予測が可能性のある結果の範囲内にある場合、企業の予測がその範囲の中間点にあるか、または一方の端または他方に向かっていくかどうかに関する情報を利用者に提供する開示が特に有用である。</p> <p>IAS 第 36 号の減損テストにおいて、使用価値ではなく公正価値が使用される場合、将来のリストラクチャリングの影響を含めることの禁止（IAS 第 36 号 44 項）は適用されない。リストラクチャリングの影響は、第三者の購入者が資産（または資金生成単位）に対して支払う意思のある価格に考慮する場合にのみ、公正価値計算に関連性がある。企業自身の意図は、直接関係はない。</p> <p>IFRS 第 13 号の要求事項の幅広い範囲は、気候変動のより明白な物理的および経済的リスクによって直接的に影響を受けると考えられないかもしれない企業にとって、気候リスクが公正価値に及ぼす影響が重要になることを意味する可能性もある。例えば、確定給付制度の制度資産および投資企業が保有する投資は、IFRS 第 13 号で公正価値で測定することが要求され、当該価値は基礎となる投資先がさらされる（気候を含む）リスクを反映しなければならない。</p>
-------------	-------------	---	--

罰金およびペナルティから生じる IAS 第 37 号引当金および偶発負債の変動、またはコストの増加または需要の減少による不利な契約の引当金の変動

気候関連のリスクは、以下の影響を及ぼす可能性がある。

- 引当金の認識（環境被害を修復するための規制上の要求、または気候関連の目標を達成するために製品またはサービスを再設計するリストラクチャリングのために、収益の減少またはコストの増加が、顧客との契約が不利になることを意味する場合）。
- 引当金の測定（規制の変更またはプロジェクトの期間の短縮が、資産の廃棄または環境被害の回復の時期または金額に影響を与える場合）。
- 環境規制に基づく罰金またはペナルティの可能性、または他の利害関係者によって訴訟が提起された場合の、負債の認識または偶発負債の開示。

IAS 第 37 号の負債または IFRIC 第 21 号で会計処理される賦課金は、制定された法律の下で発生した場合にのみ認識されることにも留意しなければならない。これに対し、減損テストの目的で使用価値の計算に織り込む際に、環境またはその他の規制の変更の制定または実質的な制定を待つ必要はない。（合理的かつ裏付け可能な仮定に基づく）経営者の将来のキャッシュ・フローの最善の見積りを反映する際に、このような予想される政府の行動による結果を考慮しなければならない。

将来の事象に関する主要な仮定は開示しなければならないが、これには気候関連のリスクが引当金の最善の見積りにどのように考慮されたかについての説明が含まれるかもしれない。さらに、偶発負債の内容についての簡潔な説明、および実務上可能な場合には、その財務上の影響の見積り額および義務を決済するための資源の流出に関する不確実性の指標が要求される。

どのように情報ギャップに対処するかについては、以下を参照

貸付金およびその他の金融資産に対する予想信用損失の変動	<p>予想される信用損失アプローチの適用には、貸手が、借手の規制上、経済的または技術的環境の実際または予想される不利な変化が、借手の債務を満了能力が大幅変化したかどうか（従って、当初認識以降信用リスクが大幅に増加したかどうか）を、検討することを要求する。</p> <p>したがって、気候関連のリスクの影響を受けるビジネスへのローン（またはプロジェクトへの投資）を有する銀行は、これらのリスクがこれらのローンまたは投資に対する予想信用損失にどのような影響を与えるかを考慮する必要がある。</p> <p>予想信用損失の測定または信用リスクの集中に対する気候関連事項の影響の開示も必要となる場合がある。</p>	<p>気候変動の物理的影響および政策・規制措置の導入に関する不確実性は、予想信用損失（ECLs）を算定する際に、将来存在するかもしれないさまざまな可能性のある不利な経済シナリオがあることを意味する。これらのシナリオのそれぞれは、借手の債務不履行の確率および借手の債務不履行時に貸手が被る損失の程度に影響を与える可能性のある、不利な経済状況の程度が異なる可能性がある。具体的には：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検討すべき下振れ経済シナリオの範囲が広がるかもしれない。</li> <li>担保価値の下落の結果として、個人ローンが債務不履行になる可能性および債務不履行の可能性が高まる可能性があるため、これらの各シナリオの下での信用損失は、以前に見積もられたよりも深刻になる可能性がある。</li> </ul>
金融資産に対する市場リスクの開示	<p>IFRS 第 7 号は、金融商品から生じる市場リスクに対する企業のエクスポージャー、これらのリスクを管理する目的、および過年度からの変更の開示を要求している。これは、気候関連のリスクの影響を受ける可能性のある業界への投資を保有する企業（例えば、投資ファンドおよび保険会社）に関連性がある可能性がある。</p> <p>産業やセクター別の投資の分析など、定量的情報は、気候関連のリスクにさらされているセクターを具体的に特定し、それらのセクターへのエクスポージャーを管理する会社の方針を説明することができる。</p>	<p>この内容の開示は、投資家が持続可能性の観点から大規模な機関投資家の戦略を評価し、炭素集約的なセクターから資本を転換するためのコミットメントとの整合性を評価しようとする際にも関連性がある可能性がある。</p>

どちらの出版物も、IAS 第 1 号のより一般的な開示の要求事項についても説明している。具体的には、以下の通り。

- IAS 第 1 号 122 項の要求事項により、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示する。
- IAS 第 1 号 125 項の要求事項により、将来に関して行う仮定および見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示する。
- IAS 第 1 号 31 項の要求事項により、「IFRS における具体的な要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討する。」

[「IFRS in Focus – Closing Out 2021」](#)で説明されているように、これらの要求事項は、規制上焦点が当てられており、かつ依然として焦点が当てられている。これは、気候関連の判断および見積りへの注目の高まりが継続し、織り込まれることが予想される。したがって、企業がパリ協定の影響に関して重要な判断を下した場合、またはそれらの影響を会計上の見積りに織り込んだ場合、当該影響に対する特定の IFRS 基準の要求事項がない場合においても、（他の判断または仮定に関して）評価し、重要性がある場合開示しなければならない。

[教育的資料](#)も、以下の気候関連事項が及ぼす可能性のある影響を強調している。

- 企業の継続企業の評価。IAS 第 1 号は、企業が継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせる事象または状態に関連する重要な不確実性についての開示、または継続企業の前提に関連する重要な不確実性がないと結論付ける際に行われた重要な判断についての開示を要求している。
- 棚卸資産の正味実現可能価額。販売価格が低下するまたは完成までに要する原価が増加する場合。
- 繰延税金資産の認識。気候関連の問題が、将来の課税利益の見積りの減少を生じる場合。

- 契約上のキャッシュ・フローを、気候関連の目標の達成に結びつける条件を含むローン契約の測定。貸手にとってこのような特性は、金融資産が元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じるものではないことを意味する可能性がある（したがって、IFRS 第 9 号での償却原価の測定に適合ではない）。借手にとっては、主契約から分離し、純損益を通じて公正価値で測定することが要求される組込デリバティブが生じる可能性がある。
- IFRS 第 17 号での負債の測定。気候関連の事項が、保険事故の頻度または規模を増加させるか、またはそれらの発生のタイミングを加速する場合。

[「In Brief：IFRS 基準と気候関連の開示」](#)はまた、「気候関連情報の多くは現在、財務諸表ではなく経営者による説明の中で開示されている」と指摘している。説明的な報告（例えば、MD&A または戦略報告書）に気候関連の問題の議論が含まれている場合（例えば、[気候関連財務情報開示タスクフォース](#)により提言されている情報に含まれていることにより）、財務諸表における開示は、当該報告と整合的であるだけでなく、依然として包括的であることが重要である。単に重要性のある情報がアニュアル・レポートの他の場所に含まれていることをもって、重要性のある情報を財務諸表から除外してはならない。財務諸表とアニュアル・レポートのその他の要素の両方に関連性があるかもしれないその他のコンテンツについては、アニュアル・レポート全体の作成に対する結合（joined-up）アプローチの必要性が強調されている。

### 情報のギャップおよび現在の IFRS 基準においてどのように対処されるか

例えば、ClientEarth および Carbon Tracker Initiative によってなされた主な批判、およびそれらに対処するいくつかの可能な方法を以下に説明する。

#### 「パリ協定準拠」の経済シナリオ

財務諸表の作成に使用される経済シナリオは、世界の気温上昇を制限するためのタイムリーな行動を反映する上で、透明で「パリ協定準拠」でなければならない

整合性、透明性、およびタイムリーな脱炭素化への明確なコミットメントを求めらる中で、投資家は特に財務諸表を、将来のキャッシュ・フローの見積りを策定する目的で（もしあれば）どのマクロ経済予測が使用されたかを特定しておらず、したがって、世界の気温上昇を制限するためのタイムリーな行動を反映した予測を使用していない可能性があるとして批判している。具体的には、Carbon Tracker Initiative を含むグループは、グローバルレベルでのタイムリーな行動を反映するために、国際エネルギー機関（IEA）の 2050 年までにネット・ゼロとするシナリオ<sup>8</sup>を使用することを期待すると述べている。

#### これは現在の IFRS の要求事項とどのように対応しているか？

IFRS 基準が予測キャッシュ・フローの決定を要求する場合（例えば、減損レビューの一環としての使用価値の計算において）、その予測は「経営者の最善の見積り」に基づいて作成することが要求される。ただし、IFRS 基準では、特定のデータ・ソースの使用は要求されていない。例えば、IFRS 第 13 号は、評価手法が観察可能なインプットの使用を最大化することを要求しているが、市場参加者が測定対象の資産または負債の価格設定時に使用する仮定を反映することを要求することを超えて、どのインプットを使用すべきかは規定していない。

どのようなデータ・ソースが使用されても、それらは、企業自身の行動に関する企業の最善の見積り（使用価値の計算においてリストラクチャリングの影響を含めることに関する以下で議論する制限を条件として）と、より広い経済的な期待（例えば、経営者は企業自身の事業の脱炭素化にコミットしているが、依然としてグローバルな見通しについてより悲観的な見方をしている）を反映しなければならない。

また、パリ協定準拠のシナリオについて普遍的に合意された単一のシナリオはなく、多数の異なる信頼性のある情報源が可能性のある予測を提供していることも注目に値する。その理由の 1 つは、脱炭素化には異なる経路（または軌道）があるためである。2050 年までのネット・ゼロ・シナリオに加え、IEA 自身も、パリ協定が目標とする結果に基づく「サステナブルな開発」シナリオを提供している。信頼性のある 1.5°C シナリオの他の情報源には、Wood Mackenzie、HIS Markit、金融システム・グリーン化ネットワーク（NGFS）、責任投資原則（PRI）によって委託された避けられない政策対応（Inevitable Policy Response）が含まれる。多くの中央銀行は、多くの場合、NGFS シナリオに基づいているが、完全には一致していない、独自のパリ協定準拠のシナリオを提供している。例えば、イングランド銀行は、ネット・ゼロへの 2 つのルートを検討している。「早期行動」シナリオ（政策はシナリオのホライズンで比較的徐々に強化される）と「後期行動」シナリオ

<sup>8</sup> [World Energy Outlook 2021 - Report extract Scenario trajectories and temperature outcomes](#)

(移行を促進する政策は遅れ、その後、より突然で無秩序である)。IEA の「表明された政策シナリオ」では、既存の政策枠組みおよび発表された政策の意図の影響も考慮しており、COP26 の誓約により、世界は 1.5°C を達成するのではなく、1.8 – 2.1°C の軌道に乗ったことを様々な情報源が報告している。

### この情報のギャップを埋めるにはどうすればよいか。

のれんおよび耐用年数が確定できない無形資産の減損に関しては、減損レビューにおいて使用される主要な仮定の開示とともに、主要な仮定の「合理的に考え得る」変更により減損損失がもたらされる場合の感応度の開示が、IAS 第 36 号 134 項により要求されている。

過去は、これらの開示は、時にはある意味一般的なもの（例えば、割引率および直線的な長期成長率に限定される）であった可能性があり、ヘッドルームが限界的でない場合には感応度分析がめったに提供されず、同様にこれらの一般的な仮定の変更のみに限定されていた。しかし、近年、期待が高まっており、気候と減損を生じさせる可能性のある他の要因の双方に関して、より良い洞察が求められている。ベスト・プラクティスは、これらの期待に対応するために進化し、現在では、減損レビューを実行する際に行われた仮定のより有益な説明、および、ヘッドルームが限界的であるときだけでなく、より有益で意味のある感応度分析が提供されている。公表されたマクロ経済予測を使用して減損レビューが作成された場合、この事実の開示と使用した予測の識別、（それが適用される「基本ケース」でない場合の）パリ協定準拠のシナリオに対する減損評価の感応度は、利用者にとって適切で役立つ。

同様に、ベター・プラクティスには、金融資産の予想信用損失の測定に使用される仮定（マクロ経済情報の使用を含む）の透明性および開示、および必要に応じて公表された予測を引用することが含まれる。

より広義には、IFRS 基準は、予測に対する企業のアプローチの一般的な開示を要求していない。しかし、IFRS 基準はそれを禁止するものではなく、そのような開示は、予測が多くの目的のために作成されている場合に役立つかもしれない。

さらに、IFRS 基準における、見積りの不確実性の主要な発生要因の影響を開示するという要求事項は、今後 12 か月間に資産および負債の帳簿価額に修正を生じる重大なリスクがある場合に特に適用される。しかし、要求されている情報を覆い隠さない場合、より長期にわたり発生することが見込まれる変更に関する追加の自発的な情報を提供することは禁止されていない。一般に、これは、追加の自発的な情報が、今後 1 年以内に見込まれる変更に関して要求される情報とは明確に区別されなければならないことを意味する。

## 減損および資産の耐用年数

気候関連の問題は、炭素集約型資産の減損の増加と耐用年数の短縮をもたらすはずである。

この主張は、炭素集約型または潜在的な「座礁」資産のいずれかが、気候変動自体の影響（すなわち、物理的気候リスク）または低炭素経済に移行するための行動（すなわち移行リスク）のいずれかの影響により価値を失い、これが資産の減損に反映されるという仮定に基づいている。

### これは現在のIFRS 要求事項とどのように対応しているか？

これらの要因は確かに現実のものであるが、直ちに減損損失に至らないかもしれない多数の理由がある。例えば、以下の理由がある。

- 気候関連の要因は、資産の耐用年数の終了後にのみ影響を与えると見込まれる場合がある。
- より高いコストは、場合によっては、より高い価格設定を通じて顧客から回収されることがある。しかし、コストの上昇またはその他の気候関連要因が利益マージンに影響を与えないという仮定は、顧客が代替の、おそらく炭素集約度の低いプロバイダーに移行するのではなく、単に企業の財またはサービスに対してより高い価格を支払うかどうかを判断するために慎重に検討しなければならない。
- 資産の回収可能価額と帳簿価額との間には、気候関連要因の影響により回収可能価額が帳簿価額を下回ることのないような、大きなヘッドルームが存在する可能性がある。

- 回収可能価額は、使用価値と公正価値のいずれか高い方として定義される。気候関連の要因が公正価値の低下を示している場合でも、使用価値に対応する影響がない可能性がある。逆に、リストラクチャリングおよびそれにより生じる便益は、まだ使用価値には反映されていないかもしれないが、すでに公正価値に反映され、回収可能価額が高くなる可能性がある。

関連する論点は、資産の経済的耐用年数の評価であり、資産が「座礁」するまたは低炭素の代替品に置き換えられると見込まれる場合、資産の経済的耐用年数が短縮される（その結果、年間の減価償却費または償却費が増加する）と見込まれる可能性がある。しかし、資産を置き換えるプログラムは、必ずしも予想耐用年数を低下させるとは限らず（例えば、ディーゼル車が通常の使用をやめる日にのみ電気自動車に交換される予定の場合）、耐用年数が短くなることにより残存価額が高くなる可能性がある。さらに、耐用年数の変更による影響は、将来に向かってのみ会計処理される（その結果、当期の単一の減損損失ではなく、将来の多くの期間にわたり減価償却費が高くなる）。

#### この情報のギャップを埋めるにはどうすればよいか。

前述のように、気候に関する予想の変化が減損損失（または減価償却費の増加）につながる理由が存在するかもしれないが、これは事実であると想定してはならない。減損評価で使用される仮定は、慎重に検討しなければならない。例えば、以下が含まれる。

- 詳細な予測期間を超えたキャッシュ・フローの直線的な成長の期待は、実際に企業の長期予測と一致しているか、それとも将来のある時点での減少は企業の期待をより代表しているか？
- コスト予測には、例えば、政府賦課金の導入、カーボン・オフセットの取得、または企業のネット・ゼロ・コミットメントと整合する削減コストの発生から生じるコストの増加が適切に組み込まれているか？
- 回収可能価額が公正価値ベースで測定される場合、割引キャッシュ・フロー計算または比較可能な取引分析で使用される仮定は、検討対象の資産に対する市場参加者の見解と整合しているか？例えば、炭素集約型施設は、より効率的な代替施設と同じくらい望ましいのか？

繰り返しになるが、使用された仮定およびその仮定の根拠の明確な開示は、意味のある感応度分析とともに、情報ギャップを埋める効果的な手段である。

#### 財務諸表と脱炭素化へのコミットメントとの整合性

財務諸表は、「カーボンニュートラル」の事業に対する表明された方針およびコミットメントと整合していなければならない。

この批判は、多くの場合、特定の日までに「カーボンニュートラル」になるという企業の計画の説明的な議論と、このコミットメントの影響を受けていないように見える財務諸表との間の認識されたミスマッチまたは不整合に基づいている（例えば、炭素集約型資産は引き続き減損していないため、脱炭素化のコストに対して負債が認識されない、または「カーボン・オフセット」スキームに対して負債が認識されない）。

#### これは現在のIFRS 要求事項とどのように対応しているか？

財務諸表が（まだ）、企業の脱炭素化計画の影響を受けない理由はたくさんある。

- 財務諸表への将来のリストラクチャリングの反映に関する制限 — 一般に、財務諸表の作成に使用される予測は、企業の意図を反映しなければならない。しかし、IFRS 基準には、企業がまだ「コミット」していない行為の組み込みを禁止する特定の制限がある。例えば、IAS 第 36 号は、十分に詳細な公式の計画と、その計画が実施されるという影響を受ける人々の妥当な期待がある前に、リストラクチャリングの予測キャッシュ・アウトフロー（または関連するコスト削減または便益）を使用価値による減損の計算に組み込むことを認めていない。同じ制限は、将来のリストラクチャリングのコストに関する引当金を認識する場合にも適用される。したがって、事業を脱炭素化するための一般的な方針、または炭素集約型資産を置き換えるための長期戦略は、それ自体では減損損失または引当金の認識を生じさせない。
- 表明された方針に沿って排出量を相殺するための引当金を認識することに関する制限 — IAS 第 37 号の下では、たとえ企業が将来の排出量を相殺するという公式声明を行っているとしても、将来の排出量については引当金が認識されない。さらに、企業が法的要求事項の対象となっているか、または適切に特定の

公的なコミットメントを行った場合にのみ、過去の排出量に関して引当金が認識され、その結果、特定の過去の排出量を相殺するための支出が発生すること以外に企業に現実的な選択肢がなくなる。したがって、排出量を相殺するための一般的な方針の表明は、引当金の認識を生じさせる可能性は低い。

#### **この情報のギャップを埋めるにはどうすればよいか。**

この認識されたミスマッチは、主に将来の意図に関する説明的な議論と、過去の取引および事象の影響を主に示すために設計された過去の財務報告との間の概念的な相違の関数である。繰り返しになるが、以前の評価は、それらが適切であり続けるかどうかを判断するために慎重に検討しなければならず、記載された、または予想される行動が財務諸表にまだ有効に反映されていない理由を説明する自発的な追加開示が役立つ可能性がある。

気候変動の物理的および経済的影響が投資家や社会全体にとってより焦点となるにつれて、包括的な方法で対応することへの企業に対する圧力が高まることが予想され、「グリーンウォッシング」の非難が、その目標を達成するために取る行動を説明せずに「ネット・ゼロ」の野心の曖昧な主張をする企業に対して浴びせられている。公表された気候コミットメント、TCFDの提言に沿って提供された開示などの他の気候およびサステナビリティ情報、および財務諸表（例えば、特定の予測またはコミットメントを引用したサステナビリティ報告書であって、これらが財務諸表に反映されているかどうか、またはどのように反映されているかについての可視性がない）との間の（実際のまたは認識された）コネクティビティの欠如は、言葉はそれが数字を変えるまでは無意味（hollow）であるという認識に寄与する可能性がある。

アニュアル・レポートの他の情報と同様に、気候関連コンテンツの組織化は非常に重要である。明確な相互参照または関連データの集約がなく、長い文書に情報が散在している場合、気候変動が企業のビジネスに及ぼす可能性のある影響、またはそれらの影響を軽減するために取った、または取ろうとしている行動について読者が首尾一貫した理解に達することは困難である。そのため、財務諸表における気候関連情報の集約、または（ESMAの2021年共通執行優先事項で推奨されているように）財政状態に対する異なる注記の情報間の明確なマッピングは、財務諸表およびアニュアル・レポートの他の部分との間の適切な相互参照とともに検討しなければならない。

時間が経つにつれて、気候変動の影響は、（例えば、ISSBの将来のアウトプットを通じて）コーポレート・レポーティングの基準によってより明確に取り扱われるかもしれないが、それまでは、IFRS財務諸表が気候リスクに関する情報を適切に捕捉し開示できるかどうかについての課題が続くことが見込まれる。将来予測の情報に対する要求（demand）と過去の財務報告の要求事項の間には緊張関係があるが、透明性へのコミットメントは、その隔たりを埋め、さまざまな利害関係者に有用な情報を提供するのに役立つ。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [Beyond the numbers](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および 関係 法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係 法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または 関係 法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係 法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織 体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係 法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム および それらの関係 法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体です。

